
プロジェクト **資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い**

項目 **公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2023 年 5 月 31 日に、以下の実務対応報告及び企業会計基準の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - ・ 実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 79 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その X）（案）」
2. 本公開草案に対するコメントは 2023 年 8 月 4 日に締め切られ、4 通のコメント・レター（団体等 3 通、個人 1 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 19 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本実務対応報告については、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 電子決済手段等取引業者等の略称定義に関する記載の見直し	預託電子決済手段に係る取扱に関する本公開草案第13項において、電子決済手段等取引業者等を、電子決済手段等取引業者又は電子決済手段の発行者と定義している。	本公開草案では、電子決済手段等取引業者等は預託を前提として定義し、略称として使用しているため、当該定義に含まれる電子決済手段の発行者は、その発行する電子決済手段について電子決済手段等取引業（仲介業務）を行う発行者兼仲介者に限られるが、その趣旨をより明確化するため、第13項の定義の記載を見直した。	公開草案の提案内容を変更するものでなく、文案の記載の明確化を図るものであるため再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
② 預託電子決済手段に関する法令上の取扱いに関する結論の背景における記載の見直し	預託電子決済手段に係る取扱いに関し、本公開草案の結論の背景BC42項において、電子決済手段等取引業者等が利用者区分管理電子決済手段信託又は利用者区分管理電子決済手段自己信託により管理する場合の電子決済手段等取引業者に関する内閣府令における取扱いを記載している。	BC42項における預託電子決済手段に関する電子決済手段等取引業者に関する内閣府令上の取扱いに関する記載について、内閣府令上の記載とより整合性を図るため見直した。	公開草案の提案内容を変更するものでなく、文案の記載について、内閣府令上の記載とより整合性を図るものであるため再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。

6. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上